

建築基準法七十七条の二十九の二の規定に基づく書類の閲覧規定

目的

確認検査の業務を行う事務所に次に掲げる書類を備え置き、建築基準法第六条の二第一項の規定による確認を受けようとする者その他の関係者の求めに応じ、これを閲覧させる

閲覧書類

「建築基準法」七十七条の二十九の二の規定に基づく書類

- 一 当該指定確認検査機関の業務の実績を記載した書類
- 二 確認検査員の氏名及び略歴を記載した書類
- 三 確認検査の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあつては、その内容を記載した書類
- 四 その他指定確認検査機関の業務及び財務に関する書類で国土交通省令で定めるもの

「建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令」第二十九条の二に基づく書類

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書又は損益計算書
- 三 法人である場合にあつては、役員及び構成員の氏名及び略歴を記載した書類
- 四 法人である場合にあつては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

閲覧方法

弊社本支店への来社による書類閲覧またはメールによるデータ提供

閲覧場所

弊社本支店接客コーナー

閲覧時間

弊社営業日の10:00～17:00

閲覧手続

下記により弊社窓口にて閲覧申請する

※来社による閲覧の場合・・・弊社本支店受付にて閲覧申請書を提出

※メールによるデータ提供の場合・・・弊社ウェブサイトの「お問い合わせはこちら」から閲覧申請書を送信

建築基準法七十七条の二十九の二の規定に基づく書類の閲覧申請書

富士建築センター株式会社 御中

建築基準法七十七条の二十九の二の規定に基づき書類の閲覧を申請します

閲覧申請者名	
閲覧申請者住所	
関係確認申請物件名称	
上記確認申請者との関係	
その他	